

(平成22年6月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和58年12月から平成5年10月まで

申立期間①の国民年金保険料については、自宅に集金に来ていた町内会のおばさん達に支払っていた。自分が留守の時は、妻が払ってくれていたはずである。1年間も払っていなければ、何らかの通知や督促があるはずであるが、通知や督促を受けたこともなく、保険料が未納となっていることに納得できない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、銀行の預金口座から振替で納付していたように思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金保険料を自宅に来ていた集金人に納付していたと主張しているところ、A市町村保管の国民年金被保険者名簿に記載されている申立人の住所は、昭和39年1月29日の被保険者資格取得時から、41年10月14日までの間、戸籍の附票の住所と一致することが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年4月から同年6月までの間に払い出されたことが、国民年金手帳記号番号払出簿から推認できるところ、被保険者資格取得から申立期間直前の41年3月まで、申立人の国民年金保険料はすべて納付済みである上、申立期間のうち、同年10月にA市町村Bに転居するまで、申立人の生活状況に特段の変化は見られないことを踏まえると、申立期間のうち、41年4月から同年9月までの期間については、申立人は集金人に国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間については、上記のとおり、申立人は、41年10月14日にA市町村Bに転居しているものの、同市町村保管の国民年金被保険者名簿における住所は、被保険者資格取得時のままで変更された形跡が見られないことから、転居後の住所地には集金人は来ておらず、当該期間の国民年金保険料は納付できなかったものと推認される。

このほか申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間について、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、国民年金保険料を指定した銀行の預金口座から振替で納付していたと主張しているが、当該銀行では、申立人が指定した預金口座の開設は、申立期間中の昭和62年9月24日であると回答している上、当該銀行から提出された預金口座に係る入出金明細によると、保険料の口座振替が確認できるのは、平成11年11月30日以降となっている。

また、A市町村保管の国民年金消込ファイル一覧表において、申立期間前後の納付記録は確認できるものの、申立期間中の納付記録は確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和41年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月21日から同年11月21日まで

私は、昭和39年11月1日にB社（現在は、A社）C事業所に入社してから、本社及び事業所等への転勤を繰り返したが、平成17年12月31日にA社を退職するまで途切れることなく継続して勤務していた。

申立期間については、A社C事業所から同社D事業所へ転勤の際に空白期間が生じたものと考えられるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社の回答、同社C事業所の事業所長等の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和50年10月21日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得又は喪失の届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料について納付していないと認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月から9年1月までの期間及び13年1月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年2月から9年1月まで
② 平成13年1月から同年5月まで

社会保険事務所(当時)から、申立期間の国民年金保険料が未納であるとの回答をもらった。

私は、会社を辞めた時、自宅に女性の集金人が来て、父親に「国民年金を納めてください。」と言っていたことを覚えている。

国民年金の加入手続のことはよく覚えていないが、父親から国民年金保険料は必ず納めなさいと言われ、アルバイトをしながら郵便局で納付したはずであるので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市町村の電算記録によると、申立人の申立期間①に係る国民年金被保険者資格の取得(平成8年2月21日)及び喪失(平成9年2月21日)並びに申立期間②に係る同資格の取得(平成13年1月31日)については、申立人の厚生年金保険の被保険者番号である基礎年金番号により、平成13年6月18日に届出されていることが確認できることから、申立人は、同年6月まで国民年金の加入手続をしていなかったものと考えられる上、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①については、上記の届出日時点において、時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は郵便局で納付したと主張するのみで、保険料の納付状況についての記憶があいまいである上、保険料を納付していたことを了知していたとする申立人の父親は既に死亡して

いることから、当時の保険料の納付状況の詳細については確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、国民健康保険には加入していなかったと供述しているものの、A市町村に対し、申立人の国民健康保険の加入記録について照会したところ、同市町村では、申立期間①は加入の有無は不明であるが、申立期間②は加入が確認されると回答していることを踏まえると、申立人が納付したとする国民年金保険料は、国民健康保険料であった可能性も否定できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から51年3月まで

妻の国民年金保険料の集金時に、集金人から、私の国民年金について、「未納期間の保険料をさかのぼって納付すると、安い掛金のため有利だ。」と説明を受けたが、一括払いは困難だったので、申立期間の保険料を分割して現年度の保険料と一緒に妻が毎月納付した。船を降りた直後からのすべての未納期間の保険料を納付したはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「集金人から、未納期間の保険料をさかのぼって納付すると、安い掛金のため有利であるとの説明を受け、申立期間の保険料を分割して集金人に毎月納付した。」と供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年9月13日に払い出されており、その時点で、制度上、申立期間は国民年金保険料を過年度納付することができない期間である。

また、上記の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、第3回特例納付の実施期間中であることから、当該特例納付を利用して申立期間の保険料を納付することは可能であるものの、市町村保管の国民年金被保険者名簿において、さかのぼって納付したことが確認できる過年度保険料(昭和51年度は月額1,400円、52年度は月額2,200円)は国民年金手帳記号番号払出日時点の昭和53年度の保険料(月額2,730円)より低額であるが、特例納付保険料(月額4,000円)は昭和53年度の保険料(月額2,730円)より高額となる上、市町村では、「集金人が特例納付の保険料を預かることがあったか否かは不明であるが、無年金者対策である特例納付制度の趣旨から、年金の受給資格に結び付かない者に対して特例納付を勧めるのが通常であり、第3回特例納付の保険料額は当時

としては高額であることから、単に未納期間があるというだけでは、集金人が積極的に特例納付を勧める可能性は低い。」と回答していることを踏まえると、申立人の妻が、申立期間の保険料について、集金人から第3回特例納付を利用して納付するよう勧奨を受けて納付したとも考え難い。

さらに、上記の国民年金手帳記号番号の払出日以前に、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 602 (事案 400 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から41年3月まで

前回の「昭和36年ごろ、父が集金人から国民年金の加入を勧められたので、両親及び姉(次女)と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は両親が姉(次女)の分と一緒に納付してくれているはずである。」との申立てについて、「認められない。」との通知を受け取った。

しかし、申立期間当時、姉(次女)と一緒に実家の手伝いをしていたのは間違いなく、私の記録だけ無いのはおかしい。また、国民年金の加入を勧めに来た集金人も、「家族全員入っておくで。」と言っていたのを覚えている。

以上の事情も考慮した上で判断してほしいので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の姉(次女)の国民年金手帳記号番号は申立人の20歳到達前の昭和36年1月27日に母と連番で払い出されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は40年11月30日に払い出されており、申立内容と符合しない上、その払出し時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人が当該手続及び保険料納付を行ってくれたと主張している両親も他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等は明らかでないこと等から、既に当委員会の年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの決定に基づき、平成21年6月3日付け年金記録の訂正のあっせんは行わないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等の提出は無く、「申立期間

当時、申立人の姉(次女)と一緒に実家の手伝いをしていたのは間違いない上、国民年金の加入を勧めに来た集金人も、『家族全員入っておくで。』と言っていたのを覚えている。」と主張のみであり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、A銀行（現在は、B銀行）の定期預金の利息で納付する制度を利用して納めていた。未納の記録になっているのは間違いだと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店に照会したところ、「申立期間当時の預金口座に係る記録は保管していないため不明であるが、A銀行において、昭和36年8月1日から、国民年金加入者を対象に定期預金の利息から国民年金保険料を納付する商品『D年金預金』が取り扱われていた。」との回答が得られた。

しかしながら、i) E市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、昭和39年8月から40年7月までの1年分の国民年金保険料が39年8月22日に一括納付されているものの、当該期間前の同年4月から同年7月までの保険料（4か月分）は41年5月6日に過年度納付されているとともに、当該期間後の40年8月から42年3月までの保険料（1年8か月分）は41年4月30日に納付されていることが確認できること、ii) A市町村では、定期預金の利息から保険料を納付する制度は、1年間の利息で1年間の保険料を納付するものであったと回答していること、iii) 申立人は、上記の定期預金を39年12月ごろに解約したと供述しているとともに、被保険者名簿に「40.10D中止」の記載が確認できることを踏まえると、申立人が上記の定期預金の利息で保険料を納付したのは、申立期間後の39年8月から40年7月までの期間のみであったものと推認される。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月ごろから35年12月ごろまで

私は、結婚して数箇月たった昭和33年5月ごろから35年12月ごろまでA社のB事業所で重機オペレーターとして勤務していた。同事業所の解散式の写真も所持しており、勤務していたことは確かである。

申立期間の厚生年金保険記録が無いことに納得がいかないので、記録の訂正を申し立てる。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のオペレーター管理者の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、A社のB事業所で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、「当社の従業員名簿に申立人の名前は見当たらず、申立人は正社員ではなかったと思われる。当時は、機械オペレーター等を含む労務者については、傭人、雇員といった資格で採用し、健康保険及び雇用保険には加入させていたものの、厚生年金保険には加入させていなかったと思われる。」と回答している。

また、オンライン記録により、A社において昭和33年6月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人と同じ職種の複数の者は、「申立人のことは知らないが、当時は入社してもすぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述しており、このうちの複数の者から、「オペレーターは正社員ではないので、厚生年金保険に加入できなかった。」、「入社して1年後に社員になってから加入した。」、「入社2年後に1ランク上の登録雇員となって加入した。」、「入社当初は日雇いだったが、4年後に準社員になってから加入した。」、「加入するには、本社の登録要員となる必要があった。」との供述が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日に A 社に入社した。しかし、社会保険事務所（当時）の記録によると、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、44 年 2 月 21 日となっていた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票より、申立人が記憶する同僚の記録が、申立期間内で確認できることから、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 社は既に解散し、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同社の清算人である事業主の妻は、同社の経営には関与していなかったと供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立期間当時の事務担当者及び連絡の取れた同僚からも申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について供述を得ることができなかった。

さらに、申立期間中の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において健康保険整理番号に欠番が無く、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月から28年5月1日まで

私の年金記録を調べたところ、A氏が所有する「B」に乗船した時の船員保険被保険者期間が昭和28年5月1日から29年6月30日までの1年余りしかない。私はCだったので、私が乗船しないと船は出港できない。2年ぐらい乗船し船員保険料も控除されていたと思うので、申立期間について船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A氏が所有する「B」に2年ぐらい乗船し、船員保険料を控除されていたが、船員保険の被保険者期間が1年余りしかないと主張している。

しかしながら、船舶所有者がA氏である船員保険被保険者名簿において、連絡の取れた同僚は、「申立人は私より後から『B』に乗船した。」と供述し、申立人も、当該同僚は自分より半年か1年前から乗船していたと思うと供述しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、申立人が被保険者資格を取得する10か月前に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、船舶所有者のA氏（高齢のため聴取不能）の長男は、「当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間に係る乗船状況及び船員保険料控除については不明である。」と供述しているほか、上記同僚からも船員保険料控除に関する供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。